

いばらきパートナーシップ宣誓制度の宣誓手続の拡大について

いばらきパートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓を行う当事者は、県庁又は出先機関にパートナーと2人で来庁のうえ、職員の面前で宣誓を行うこととしておりますが、当事者団体から、「来庁による宣誓はアウティングなど心理的負担が大きく、宣誓に踏み切れない当事者がいる」との意見があり、対応を検討してまいりました。

このたび、当事者が来庁せずに宣誓ができるよう、下記のとおり、宣誓手続の利便性の向上を図ってまいりますので、お知らせいたします。

記

1 対象者

希望するすべての宣誓者

※主な想定：アウティングを危惧する方、職員の面前で宣誓をすることに負担を感じている方、他県からの引っ越しを予定している方 など

2 拡大の内容

- 県ホームページから宣誓手続の受付を行う入力フォームの開設（既存のアンケート入力フォームを活用）
- 郵送による宣誓書類の受付及び受領証の交付

3 運用開始日

2023年4月1日

【お問合せ先】

福祉部 福祉政策課 人権施策推進室 山本
TEL：029-301-3135